

特定非営利活動法人 たんぽぽ会 定款

第1章総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人たんぽぽ会(以下「本会」という。)という。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を神奈川県横浜市旭区笹野台二丁目9番28号に置く。

第2章目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、子どもたちに対して集団の中で心身ともに健やかに成長することができる保育事業を行い、同時に産休明けすぐから長時間預けられる保育環境の実現によって父母の労働を保障し、子どもの健全育成と地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1)保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(2)子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するために、次に掲げる特定非営利活動に係る事業を行う。

(1)保育事業

(2)その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第3章会員

(種別)

第6条 本会の会員は次の1種とし、正会員をもって、特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

(1)正会員 本会の目的に賛同して入会した個人

(入会)

第7条 正会員として本会に入会しようとする者は、その旨を記載した入会申込書を理事長に提出し、正会員となる。

2 理事長は、前項の者の入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 正会員 総会で別に定める入会金及び会費を納入する。

(会員の退会)

第9条 正会員は、退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

. (会員の資格喪失)

第10条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届を提出したとき。

(2) 本人が死亡したとき。

(3) 除名されたとき。

(会員の除名)

第11条 正会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において正会員総数の4分の3以上の議決に基づき、その正会員を除名することができる。この場合、その正会員に対し、議決の前に総会において弁明の機会を与える。

(1) 本会の定款に違反したとき。

(2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(会員の義務)

第12条 正会員は、本会を政治、宗教、その他営利目的のために利用しない。

(拠出金品の不返還)

第13条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は返還しない。

第4章 役員

(役員の種別及び定数)

第14条 本会には、次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上8人以下

(2) 監事 1人以上2人以下

2 理事のうち、1人を理事長とし、理事長のほかに1人の副理事長、2人の常任理事を置くことができる。

(役員の選任等)

第15条 役員は、総会において選任する。

2 理事は、互選により理事長、副理事長及び常任理事を選任する。

3 監事は、理事又は本会の職員を兼ねてはならない。

4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(役員の職務)

第16条 理事長は、本会を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときにはその職務を代行する。

3 常任理事 日常業務 従事し、理事会の議決に基づき、本会の業務を執行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め、総会及び理事会の議決に基づき、本会の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 本会の理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) 本会の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、本会の業務又は財産に関し不正の行為又は法

令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合は、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又は本会の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(役員の任期等)

第17条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行う。

(役員の欠員補充)

第18条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充する。

(役員の解任)

第19条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決に基づいてこれを解任することができる。この場合、その役員に対して、議決の前に弁明の機会を与える。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員の報酬等)

第20条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で、報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第21条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、この定款に別段の定めがあるもののほか、以下の事項について決議する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び収支予算に関する事項

(5) 事業報告及び収支決算に関する事項

(6) 役員の選任又は解任に関する事項

(7) 入会金及び会費に関する事項

(8) その他、本会の運営に関する重要な事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年一回事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があつたとき。

(3) 第16条第5項第4号の規定により、監事から招集があつたとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があつたときには、その日から20日以内に臨時総会を招集する。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもつて、少なくとも5日前までに通知する。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選任する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の過半数の出席で成立する。

(議決)

第28条 総会の議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の過半数の同意があつた場合にはこの限りではない。

2 総会の議事は、この定款に定めがあるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等である。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、第25条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条(前条第1項ただし書きを除く。)及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合は、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名し、これを保存する。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款に別段の定めがあるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他、総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき。
- (3) 第16条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長がこれを招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集する。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知する。

(議長)

第35条 理事会の議長は、その理事会において出席した理事の中から選任する。

(定足数)

第36条 理事会は、理事総数の過半数の出席をもって成立する。

(議決)

第37条 理事会の議決事項は第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の過半数の同意があった場合にはこの限りではない。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等である。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、第34条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前2条(前条第1項ただし書きを除く。)及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあっては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名し、これを保存する。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(資産の管理)

第41条 本会の資産は理事長が管理し、その方法は理事会の議決を経て理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 本会の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行う。

(事業計画及び収支予算)

第43条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第45条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは理事会の議決を経ることとする。

(弾力条項)

第46条 第43条の規定にかかわらず、業務量の増加により必要な経費に不足を生じたときは、理事長は、理事会の議決を経て、その業務量の増加により増加する収入に相当する金額を、その業務のために必要な経費として使用することができる。この場合、理事長は遅滞なく本会の掲示場にその旨を掲示するとともに、次の総会においてこの規定の適用を行った旨を報告する。

(事業報告及び収支決算)

第47条 本会の事業報告及び収支決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業報告書、収支計

算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後 3 ヶ月以内に総会の承認を得る。

(事業年度)

第48条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第8章定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 本会がこの定款を変更するには、総会において、出席した正会員の3分の2以上の議決を必要とする。

2 定款の変更は、次に掲げる事項を除き所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 主たる事務所の所在地及び他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴わないものに限る。)
- (2) 資産に関する事項
- (3) 公告の方法

(解散)

第50条 本会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由により本会が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 本会が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げるもののうちから総会において選定したものに帰属する。

(合併)

第52条 本会が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章事務局

(事務局の設置等)

第53条 本会は、その事務を処理するために事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び所要の事務局員を置く。

3 事務局長及び事務局員の任免は理事会の議決を経て理事長が行う。

第10章公告の方法

(公告)

第54条 本会の公告は、本会の掲示場に掲示するとともに 官報に掲載する。ただし、貸借対照表の公告についてはホームページにおいて掲載して行う。

第11章 雜則

(細則)

第55条 この定款の施行に必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、本会の成立の日から施行する。
- 2 本会の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 大賀俊直
理事 近藤啓一
理事 紺野のぞみ
理事 澤野昌郎
理事 勝田ミヅヨ
理事 入江美佐
監事 大木太一
監事 若尾恵子

- 3 本会の設立当初の役員の任期は、第17条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成18年6月30日までとする。
- 4 本会の設立当初の事業計画及び収支予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 本会の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から平成17年3月31日までとする。
- 6 本会の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

正会員 入会金 0円
年会費 1000円

附則

この定款は、平成30年7月1日から施行する。

附則

この定款は、令和6年9月26日から施行する。